【参考資料】

議案第７９号　財産の処分について

学校教育部教育総務課

１　内容

朝霞市立小中学校学習者用コンピュータ等を処分するため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条」の予定価格２千万円以上の動産の売払いに該当するために本議案を提出するものです。

２　概要

（１）財産の種別

朝霞市立小中学校学習者用コンピュータ等

詳細　学習者用タブレット型コンピュータ　９，７８０台

（２）契約概要

契約金額　８５，０８６，０００円（税抜）

契約方法　随意契約

仮契約日　令和８年９月１６日

納期　　令和９年３月２６日

相手方　　愛知県大府市柊山町三丁目 33 番地

リネットジャパンリサイクル株式会社

代表取締役　黒田　武志

担当

学校教育部教育総務課学校管理係

電話４６３－２７６４